

**行政法** (配点 40 点)

以下の【設例】を読んで、【設問】に答えなさい。

**【設例】**

A社は、自己所有地にマンション（以下「本件マンション」という）を建築するため、Y市建築主事に対して建築確認申請を行い、Y市建築主事は、A社に対して建築確認（以下「本件建築確認」という）を行った。

これに対し、本件マンションに隣接する土地に居住するXは、本件マンションが建築基準法の定める構造耐力（同法 20 条）に適合しておらず、地震により倒壊するおそれがあるとして、Y市を被告として本件建築確認の取消訴訟（以下「本件訴訟」という）を提起した。

しかし、本件訴訟の係属中に本件マンションの建築工事は完了し、Y市建築主事によって検査済証の交付も行われた。なお、本件建築確認に処分性は認められること、Xに本件訴訟の原告適格が認められることを前提に検討しなさい。

**【設問 1】** (配点 30 点)

本件マンションの建築工事の完了により、本件訴訟の狭義の訴えの利益は消滅するか論じなさい。なお、解答にあたっては以下の 3 点に言及すること。

建築基準法上、①建築確認にはどのような法的効果が付与されているか、②建築確認が取り消されなくてもY市建築主事は検査済証の交付を拒否できるか（あるいは建築確認が取り消された場合に検査済証の交付を拒否できるか）、③建築確認が取り消されなくとも特定行政庁は違反是正命令を発することは可能か（あるいは建築確認が取り消された場合に特定行政庁が違反是正命令を発すべき法的義務を負うか）

※ 本設問における「特定行政庁」とはY市市長のことである。

**【設問 2】** (配点 10 点)

仮に建築工事の完了により狭義の訴えの利益が消滅とした場合、Xとしては、建築工事の完了を阻止して、本件訴訟の狭義の訴えの利益が消滅するのを防ぐためには、どのような法的手段（行政事件訴訟法上のものに限る）をとるべきか論じなさい。

■ 参照条文

○ 建築基準法（抜粋）

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第6条 建築主は、……建築物を建築しようとする場合……においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。以下略）……に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。

一～四 （略）

2～7 （略）

8 第1項の確認済証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事は、することができない。

9 （略）

（建築物に関する完了検査）

第7条 建築主は、第6条第1項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。

2～3 （略）

4 建築主事が第1項の規定による申請を受理した場合においては、建築主事……は、その申請を受理した日から7日以内に、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査しなければならない。

5 建築主事等は、前項の規定による検査をした場合において、当該建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない。

（検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限）

第7条の6 ……当該建築物の建築主は、第7条第5項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物……を使用し、又は使用させてはならない。

（以下 略）

（違反建築物に対する措置）

第9条 特定行政庁は、建築基準法令の規定……に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主……又は……所有者……に対して、……当該建築物の除却、移転、改築……、修繕……その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

以上